第二種計画認定を受けた方へ



次の①又は②のように、認定された計画に変更が生じた場合には、計画の変更申請が必要です。

① 申請書において雇用管理に関する措置の☑の箇所を変更した場合

(例:動務時間制度の弾力化の措置で認定を受けていたが、高年齢者雇用等推進者の選任の措置をとることとした。)

現行

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容 □高年齢者雇用等推進者の選任

:

勤務時間制度の弾力化



変更

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容 ✓ 高年齢者雇用等推進者の選任

•

□勤務時間制度の弾力化

② 申請書において高年齢者雇用確保措置の2の箇所を変更した場合

(例:60歳定年で65歳まで希望者全員を再雇用していたが、定年を65歳に引き上げた。)

現行

3 その他

☑高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

□65歳以上への定年の引き上げ

☑継続雇用制度の導入

✓ 希望者全員を対象

口経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用



変

更



3 その他

☑高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

□継続雇用制度の導入

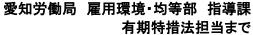
口希望者全員を対象

口経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

<u>※但し、法人名・法人所在地等に変更(変更申請不要)が生じた</u> 場合、企業再編等が生じた場合は下記までご連絡下さい。

★ 認定通知書の再交付はできません。保管には十分ご留意を!

上記内容に関するお問い合わせは 合



〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 8 階 電 話 052-857-0312

郵送物についてはこちらまで

〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階